

(案)

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正により女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられ、また、家庭環境の多様化、インターネット利用の低年齢化など、青少年を取り巻く環境は変化しています。

そして、近年、SNS等の利用に起因した未成年者誘拐、性犯罪、青少年に自己の児童ポルノを撮影させて送信させる事案等が多く発生しています。さらに、青少年の使用した下着等を買取る者等も絶えず存在しています。

このような、青少年を取り巻く環境の変化や、青少年の健全な育成を阻害する行為が発生している現状に鑑み、保護の対象となる青少年の範囲を拡大するとともに、児童ポルノ等の提供を求める行為等を新たに規制の対象とするため、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 女性の婚姻開始年齢の引上げに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条の規定による改正後の第10条関係）

(2) 健全育成を阻害する行為の規制に係る保護の対象となる青少年に6歳未満の者を加えることとします。（第2条の規定による改正後の第10条関係）

(3) 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年をとどめてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第22条関係）

(4) 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第24条の2関係）

(5) 何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第24条の3関係）

ア 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等を譲り受けること。

イ 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。

ウ 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。

エ 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

(6) (5)に規定する行為について、場所の提供等を禁止することとします。（第2条の規定による改正後の第25条関係）

(7) (4)の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとします。（第2条の規定による改正後の第27条関係）

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を

供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(8) (5)の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとします。(第2条の規定による改正後の第27条関係)

(9) その他

ア この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとします。

ただし、(1)は令和6年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。